



## ○長野県告示第37号

長野県の発注する森林整備業務の指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成13年長野県告示第139号）の一部を次のように改正します。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

題名を次のように改める。

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

第2の見出しを「(入札参加資格の申請に必要な条件)」に改め、同第2中「の指名競争入札」を「の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）」に改める。

第5第1項第4号中「指名競争入札」を「競争入札」に改め、同第5第2項を次のように改める。

2 前項の申請書の提出期間は、別に定める。

第8第2項第1号中「指名競争入札」を「競争入札」に改める。

林 政 課

## ○長野県告示第38号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年1月23日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所  
南安曇郡安曇村4460(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
水源のかん養

3 解除の理由  
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び南安曇郡安曇村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

### ○長野県告示第39号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成15年1月23日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市千代1765の1、1765の21、1765の22、1765の24、1781の16、1781の17(次の図に示す部分に限る。)、1781の20

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

飯田市大瀬木2556の2、2556の4、2634の1(次の図に示す部分に限る。)、2636の2、2644から2648まで、2652、2653の1、2654の1、2660、2661、2663の口、2666の1、2666の2、2666の8、下伊那郡清内路村2624の8、2650の1、2650の2、阿智村智里4586の1(次の図に示す部分に限る。)、4592の1、平谷村403の284から403の286まで、403の299、403の301から403の303まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ケ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大瀬木2556の2、2556の4、2634の1、2636の2、2644から2648まで、2652、2653の1、2654の1、2660、2661、2663の口、2666の1、2666の2、2666の8、清内路村2624の8・2650の1・2650の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、智里4586の1、4592の1、平谷村403の284から403の286まで・403の299・403の301から403の303まで(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに飯田市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第40号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示します。

平成15年1月23日

長野県知事 田中康夫

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡本城村大字乱橋字東山135の1、135の3、135の4、135の13、135の15、135の25、135の44、135の56、135の65、135の66、字タカヲロシ465の3

## (2) 指定の目的

干害の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡坂北村字豊ノ山2579

## (2) 指定の目的

落石の危険の防止

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

## ○選告示第1号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成15年1月23日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる病院中

「城西医療財団 豊科病院	南安曇郡豊科町大字豊科5777-1」を
「城西医療財団 豊科病院	南安曇郡豊科町大字豊科5777-1
ミサトピア小倉病院	南安曇郡三郷村大字小倉6086-2」に改め、同

表の不在者投票のできる老人ホーム中

「静山荘	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢206」を
「静山荘	北佐久郡軽井沢町大字軽井沢206
特別養護老人ホーム かるいざわ 敬老園	北佐久郡軽井沢町大字追分1436」に、
「特別養護老人ホーム 松川荘	下伊那郡松川町元大島2965-1」を
「特別養護老人ホーム 松川荘	下伊那郡松川町元大島2965-1
特別養護老人ホーム あさぎりの 郷	下伊那郡高森町吉田481-1」に、
「豊岳荘	南安曇郡豊科町大字豊科5691-1」を
「豊岳荘	南安曇郡豊科町大字豊科5691-1
特別養護老人ホーム あずみの里	南安曇郡豊科町大字高家5285-11」に、
「穂高白百合荘	南安曇郡穂高町大字有明7550-7」を
「穂高白百合荘	南安曇郡穂高町大字有明7550-7
介護老人福祉施設サルビア	南安曇郡梓川村大字倭3234-15」に、
「社会福祉法人睦会特別養護老人ホ ーム 須坂やすらぎの園	須坂市大字日滝字寺窪2887-1」を
「社会福祉法人睦会特別養護老人ホ ーム 須坂やすらぎの園	須坂市大字日滝字寺窪2887-1
社会福祉法人グリーンアルム福祉 会 特別養護老人ホーム グリー ンパルベル	須坂市大字仁礼7-10」に、
社会福祉法人グリーンアルム福祉 会 ケアハウス ピュアリッツ	須坂市大字仁礼7-10」
「軽費老人ホーム ケアハウス悠・ 悠	長野市大字大豆島360-3」を

「軽費老人ホーム ケアハウス悠・悠	長野市大字大豆島360-3	
特別養護老人ホーム 若槻ホーム	長野市田中1464-1	
特別養護老人ホーム サンビラかわなかじま	長野市川中島町今里610	に改め、同表の不
ケアハウスいなさと	長野市稲里町下水鉦676	」
在者投票のできる介護老人保健施設中		
「介護老人保健施設 コスモスさいなみ	長野市小島田町449	」を
「介護老人保健施設 コスモスさいなみ	長野市小島田町449	に、
介護老人保健施設 桜ホーム	長野市篠ノ井二ツ柳字大当1432-3	」
「老人保健施設 須坂やすらぎの園	須坂市大字日滝字寺窪2887-2	」を
「老人保健施設 須坂やすらぎの園	須坂市大字日滝字寺窪2887-2	
社会福祉法人グリーンアルム福祉会 介護老人保健施設 ウィングラス	須坂市大字仁礼7-10	に改める。
		」

選挙管理委員会
---------